

＜消費税貯蓄預金＞商品概要説明書

2024 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	消費税貯蓄預金
2. 販売対象	・ 消費税を納税される法人および個人事業主の方 (消費税の計画的な納付を支援する目的預金です。)
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年 2 回(3 月、9 月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・ 1 年を 365 日とする日割計算 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円として利息を計算します。
7. 税金	・ 個人のお利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫ホームページまたは窓口へご照会下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しく

宮古信用金庫

1/2

	は、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・キャッシュカードの発行はできません。 ・目的以外の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます) ・この預金は「普通預金規定」により取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付け下さい。